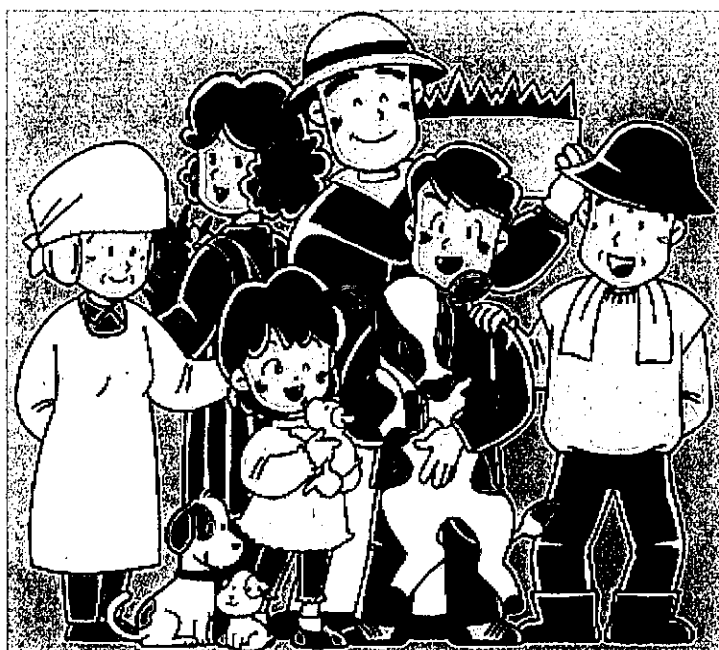


# 令和6年度第2回 評価委員会説明資料



令和7年3月18日（火）

宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

## (1) 農地中間管理事業の概要について

(2) 農地中間管理事業評価委員会  
制度の概要について

# 農地中間管理事業評価委員会制度について

令和7年3月18日  
(公社)みやぎ農業振興公社

## 1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (R5,9,27 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領  
(R2,4,13 改正)

## 2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

## 3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

## 4 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※R5年度分は、R6.6.26付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

## 5 評価委員会の開催状況

(1) **令和6年度** (令和7年度以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月7日) . . . R5 事業評価 (評価検討)
- ②年度内 (3月18日予定) . . . R6 事業実施状況・R7 事業計画

# 公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

## (趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

## (組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。

2 会議においては、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (書面による意見提出)

第6条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって意見提出することができる。

2 前項の書面は、会議の開催日の日の前日までに事務局に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により意見提出する者は、出席したものとみなす。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (資料の公表)

第8条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

## (会議録)

第9条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

## (事務局)

第10条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

## (経 費)

第11条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

## (その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

この要領は、平成30年12月 4日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月13日から施行する。

## 宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(令和6年度)

区 分	組 織 名	職 名	氏 名	備 考
委員 (新任)	東北大学大学院	教 授	角 田 毅	
委員 (新任)	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	吉 田 信 幸	
委員 (新任)	(一社)東北経済連合会	常務理事事務局長	小 田 島 肇	
委員	宮城県町村会	理事事務局長	小 野 和 宏	
委員	弁 護 士	弁 護 士	橋 本 治 子	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は同要領3条に基づき、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。(R6,10,1～R8,6,31)

※区分欄は、同要領4条に基づき、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

## 農地中間管理事業の評価方法等について

令和7年3月18日  
宮城県農地中間管理機構  
(公社)みやぎ農業振興公社

### 【評価等の必要性及び根拠】

#### 1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

#### 2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

### 【評価実施方法】

- 1 評価委員会は、年度当初及び年度末に2回開催する。
- 2 年度末に開催する委員会では、機構より該当年度の事業実績（見込み）・取組状況・実施上の課題等の報告を行い、各委員から意見・提言をいただく。
- 3 機構は、委員長と調整して、出された意見を取りまとめる。
- 4 年度当初に開催する委員会では、機構より前年度の事業実績・取組状況・実施上の課題の報告と共に、3で取りまとめた意見（案）を示して、協議いただく。
- 5 機構は協議内容を踏まえ、最終的な「評価委員会評価意見」を委員長と調整して取りまとめる。

以 上

## 令和5年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見

令和6年6月21日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

令和5年度の農地中間管理事業の実施状況については、【借入】2,088ha、【転貸】2,299haで、累計借入実績は17,231ha、累計転貸実績は17,220haと借入・転貸面積ともに全国第6位となっている。

この結果、県内農地集積率は63.9%（前年比+1.5%）となり、目標である90%には届かないものの、全国で第10位の集積率となった。

令和5年度の事業の実施にあたっては、県と協議して定めた次の5項目を柱とした取組方針に沿って推進した。

- (1) 「地域計画の策定」との一体的推進
- (2) 農地の集積・集約化の推進
- (3) 農地整備事業との連携強化
- (4) 中山間地域における推進
- (5) 多様な農業関連団体及び農業者組織との連携強化

今後、農地の利用権設定等は、市町村が策定する地域計画に沿って農地中間管理事業を中心に進められるほか、10年間で期間満了を迎える契約更新の手続き等、機構の事務量の大幅な増加が見込まれている。

また地域計画では、地域の十分な話し合いにより地域の農業・農村を自分たちで管理する地域政策の面が強くなると思われるが、担い手不足、後継者不足がこれまで以上に加速するもとの、農地中間管理事業を推進していくにあたっては、その本来の目的である「担い手に農地を集積・集約して効率的な生産ができる強い経営体を育成する」とともに、儲ける農業を実現する経営体を育成する産業政策とバランスを取った運用を図ることが大切である。併せて、担い手育成に取り組むことも重要となる。

よって、令和6年度は下記の意見に十分留意し、事業に取り組むことをお願いする。

- 各市町村で進めている地域計画策定の話し合いに積極的に参加し、関係機関と連携して地域農業の維持・発展に繋がる計画となるように支援すること、及び担い手等の人材育成に資する取組を支援すること。
- 今後、契約件数の増加と共に、経営破綻等による賃借料の徴収が困難となる事案も懸念されることから、その対応について国・県と検討して、持続性のある円滑な事業運営に努めること。
- 関係法の改正や相続による既契約の変更等により、今後、事務量の増加が予想されることから、必要な予算をきちんと確保できるよう国・県に対して強く要望するとともに、書類確認事務の見直しや効率的な書類作成システムを検討するなど、国の「働き方改革」に適う事務執行体制を構築すること。



**(3) 令和6年度農地中間管理事業  
の実施状況について**

**【宮城県】**

# 令和6年度農地集積・集約に向けた取組状況について

宮城県農政部農業振興課

## 1 「地域計画の策定」との一体的推進

- ・「地域計画の策定」に向けた支援として、令和5年度に作成した「地域計画策定サポートブック」を更新、関係機関に配布を行うほか、市町村からの要望に応じて、県職員が話合いのコーディネートを担当するなど、協議の場の開催を支援した。
- ・目標地図の作成をテーマとした研修会を開催するとともに、県内を4圏域に分けた情報交換会等を実施（延べ10回）、市町村の抱える課題を把握し、重点的な支援を行った。
- ・令和6年度末までに計画する196地区全てで地域計画が策定される見通しである。

## 2 農地の集積・集約化の推進

- ・担当者会議を通じて、農地集積や機構集積協力金について、情報共有を図った。また、機構集積協力金の活用を検討する市町村等に対して、制度の周知等を行った結果、2市町で機構集積協力金を活用し、農地の集積・集約化が図られた。
- ・農業改良普及センターのプロジェクト課題や宮城県農業経営・就農支援センターの重点支援対象等に対し、各種補助事業の活用や法人化、経営能力向上、高収益作物栽培の取組等を支援し、受け手となる担い手の経営発展を推進した。

## 3 農地整備事業との連携強化

- ・農地整備事業の調査計画段階から農地中間管理機構と連携を図った結果、令和7年度採択予定6地区のうち1地区は、担い手への農地集積や集団化の方針が機構を活用することでまとめ、農地中間管理機構関連農地整備事業として、採択申請が行われた。また、農地整備事業を契機として、汎用化水田を活用した高収益作物導入に関する情報提供や試験栽培の取組支援を行った結果、令和7年度採択予定6地区全ての営農計画において、露地野菜等の高収益作物を導入または規模拡大する内容が盛り込まれた。

## 4 中山間地における推進

- ・農地整備事業の担い手を対象に、中山間地域に適した品目（ねぎ、さつまいも等）の導入や法人化等の経営発展支援を実施した。

## 5 農業関係団体及び農業者組織との連携強化

- ・各地方振興事務所が主体となって、市町村や農業委員会等と定期的な情報交換を行い、担い手育成や農地集積の推進に関する連携強化が図られた。

**(3) 令和6年度農地中間管理事業  
の実施状況について**

**【宮城県農地中間管理機構】**



# ◆ 令和6年度農地中間管理事業の取組状況について（暫定）

## I 農地集積目標

### (1) 集積目標

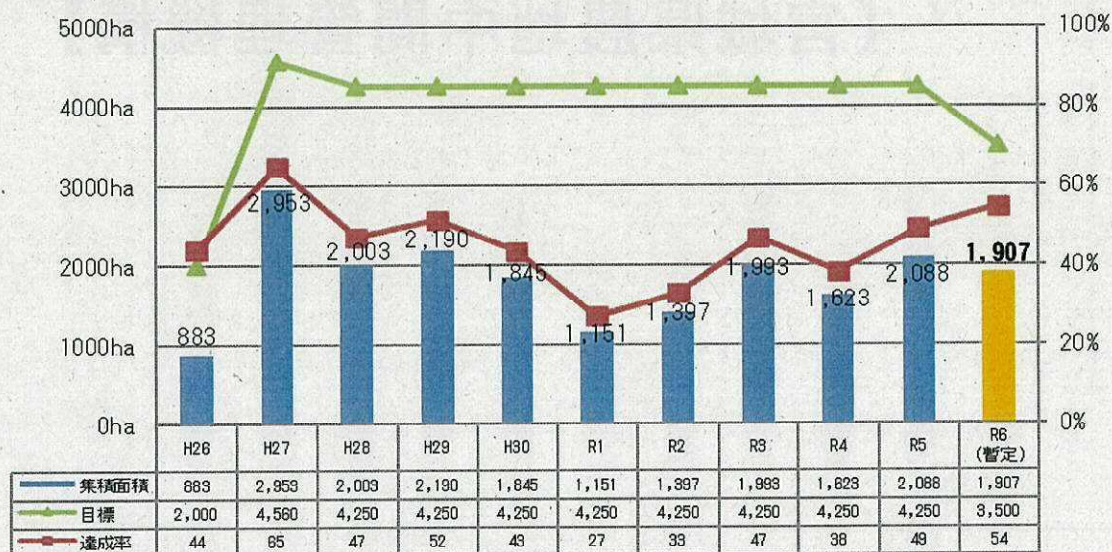
単位：ha

		現状（H22）		目標（R12）		今後集積すべき目標	
耕地面積：A		129,600		129,600		—	
担い手利用面積：B		59,090	100%	116,640	100%	57,550	100%
内訳	自己所有面積	21,110	36%	23,300	20%	2,190	4%
	借入面積	14,527	25%	58,300	50%	43,773	76%
	農作業受託面積	23,453	40%	35,040	30%	11,587	20%
集積率：B/A		45.6%		90%		—	

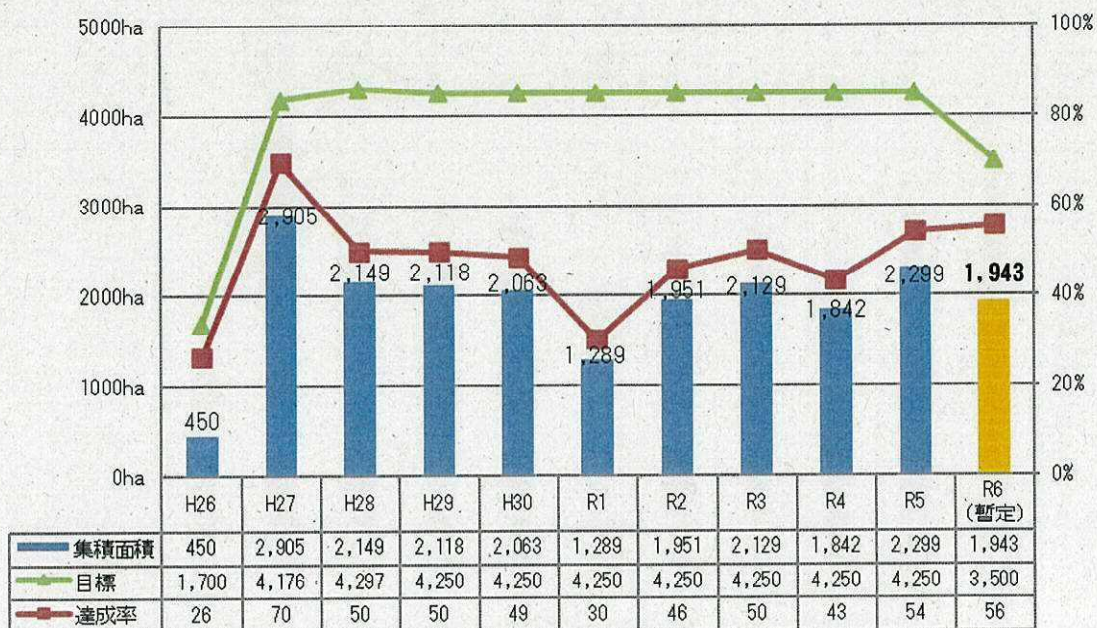
\*根拠 ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針（宮城県R5.5改正） ②宮城県農地集積アクションプラン（宮城県H26.9策定）

## II 年次別計画及び実績

### 【機構借入面積の推移：現在までの累計借入面積 19,138ha】



### 【機構転貸面積の推移：現在までの累計転貸面積 19,163ha】





令和6年度農地中間管理事業 進行状況(暫定)

R7.3.18機構把握データ

No	市町村	H22耕地 面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)										市町村
			R6機構借入合計					機構借入累計(H26からの累計)					R6機構貸付合計					機構貸付累計(H26からの累計)					
			件数	面積 B(ha)	使用料		進捗率 (参考) B/A %	件数	面積 Bt(ha)	使用料		進捗率 (参考) Bt/A %	件数	面積 C(ha)	使用料		進捗率 (参考) C/A %	件数	面積 Ct(ha)	使用料		進捗率 (参考) Ct/A %	
					金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)				金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)		
1	白石市	3,550	0	0.0	0	0	0.0	23	12.5	108	4,518	0.4	0	0.0	0	0	0.0	24	12.5	108	4,518	0.4	白石市
2	角田市	4,720	377	159.5	3,628	22,071	3.4	3,229	1,450.3	35,011	220,206	30.7	377	159.5	3,628	22,071	3.4	3,288	1,450.3	35,011	220,206	30.7	角田市
3	蔵王町	2,400	0	0.0	0	0	0.0	52	40.8	1,171	6,611	1.7	0	0.0	0	0	0.0	52	40.8	1,171	6,611	1.7	蔵王町
4	七ヶ宿町	592	24	9.8	655	0	1.7	208	89.0	4,830	1,453	15.0	24	9.8	655	0	1.7	145	89.0	4,830	1,453	15.0	七ヶ宿町
5	大河原町	611	0	0.0	0	0	0.0	33	19.0	111	11,003	3.1	0	0.0	0	0	0.0	32	19.0	111	11,003	3.1	大河原町
6	村田町	1,650	0	0.0	0	0	0.0	84	37.0	565	10,263	2.2	0	0.0	0	0	0.0	34	37.0	565	10,263	2.2	村田町
7	柴田町	1,020	83	16.7	640	1,627	1.6	830	257.4	9,414	35,375	25.2	83	16.7	640	1,627	1.6	698	257.4	9,414	35,375	25.2	柴田町
8	川崎町	1,990	0	0.0	0	0	0.0	75	71.7	1,039	11,536	3.6	0	0.0	0	0	0.0	74	71.7	1,039	11,536	3.6	川崎町
9	丸森町	3,230	6	9.2	628	326	0.3	361	206.2	9,421	14,805	6.4	6	9.2	628	326	0.3	133	206.2	9,421	14,805	6.4	丸森町
10	仙台市	5,830	157	84.2	8,414	0	1.4	2,845	1,566.6	162,031	0	26.9	201	115.8	11,006	0	2.0	2,471	1,598.2	164,623	0	27.4	仙台市
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	塩竈市
12	名取市	2,460	28	10.4	494	0	0.4	669	449.4	25,493	0	18.3	28	10.4	494	0	0.4	348	449.4	25,493	0	18.3	名取市
13	多賀城市	358	304	91.3	4,965	0	25.5	313	93.0	5,059	0	26.0	304	91.3	4,965	0	25.5	313	93.0	5,059	0	26.0	多賀城市
14	岩沼市	1,290	11	6.2	393	0	0.5	1,113	811.8	50,492	0	62.9	11	6.2	393	0	0.5	648	811.8	50,492	0	62.9	岩沼市
15	亶理町	2,460	0	0.0	0	0	0.0	289	228.4	23,735	4,894	9.3	0	0.0	0	0	0.0	287	228.4	23,735	4,894	9.3	亶理町
16	山元町	1,230	3	1.9	182	0	0.2	850	356.9	29,823	10,729	29.0	3	1.9	182	0	0.2	469	356.9	29,823	10,729	29.0	山元町
17	松島町	1,010	15	9.5	45	5,403	0.9	256	174.4	11,587	34,867	17.3	15	9.5	45	5,403	0.9	229	174.4	11,587	34,867	17.3	松島町
18	七ヶ浜町	119	6	1.8	91	0	1.5	265	96.7	4,680	0	81.3	6	1.8	91	0	1.5	211	96.7	4,680	0	81.3	七ヶ浜町
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.3	91	0	0.3	0	0.0	0	0	0.0	3	1.3	91	0	0.3	利府町
20	大和町	2,520	73	83.9	6,982	1,080	3.3	196	242.5	19,597	7,372	9.6	73	83.9	6,982	1,080	3.3	128	242.5	19,597	7,372	9.6	大和町
21	大郷町	2,190	37	28.7	3,419	2,159	1.3	508	526.1	45,319	11,108	24.0	37	28.7	3,419	2,159	1.3	274	526.1	45,319	11,108	24.0	大郷町
22	富谷市	717	0	0.0	0	0	0.0	16	21.0	291	7,547	2.9	0	0.0	0	0	0.0	14	21.0	291	7,547	2.9	富谷市
23	大衡村	1,400	1	0.1	5	0	0.0	65	85.7	2,427	17,823	6.1	1	0.1	5	0	0.0	64	85.7	2,427	17,823	6.1	大衡村
24	大崎市	19,000	479	457.4	58,112	3,510	2.4	2,946	2,728.8	363,787	43,496	14.4	479	457.4	58,112	3,510	2.4	2,575	2,726.6	363,666	43,496	14.4	大崎市
25	色麻町	2,890	6	14.0	1,121	0	0.5	381	583.7	63,416	2,307	20.2	6	14.0	1,121	0	0.5	156	583.7	63,416	2,307	20.2	色麻町
26	加美町	6,260	12	12.8	1,152	810	0.2	363	512.3	53,824	6,972	8.2	12	12.8	1,152	810	0.2	124	512.3	53,824	6,972	8.2	加美町
27	涌谷町	3,470	120	97.3	11,243	2,573	2.8	1,136	871.9	106,102	17,103	25.1	120	97.3	11,243	2,573	2.8	1,105	871.9	106,102	17,103	25.1	涌谷町
28	美里町	5,010	114	104.9	13,735	96	2.1	1,236	1,166.9	174,333	15,616	23.3	114	104.9	13,735	96	2.1	898	1,166.9	174,333	15,616	23.3	美里町
29	栗原市	18,500	18	15.7	1,131	1,991	0.1	1,114	1,201.0	76,180	251,535	6.5	18	15.7	1,131	1,991	0.1	998	1,193.5	75,544	251,535	6.5	栗原市
30	登米市	18,400	283	275.2	35,553	0	1.5	2,612	2,361.6	318,739	21,840	12.8	283	275.2	35,553	0	1.5	2,490	2,361.1	318,644	21,840	12.8	登米市
31	石巻市	9,360	523	343.0	29,272	65,034	3.7	2,546	2,032.3	201,231	367,001	21.7	529	347.2	29,487	66,632	3.7	2,462	2,036.5	201,446	368,599	21.8	石巻市
32	東松島市	2,510	102	47.5	1,932	5,230	1.9	978	653.5	50,200	102,493	26.0	102	47.5	1,932	5,230	1.9	782	653.5	50,200	102,493	26.0	東松島市
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	女川町
34	気仙沼市	1,430	134	25.5	942	1,170	1.8	605	139.6	4,905	10,148	9.8	134	25.5	942	1,170	1.8	389	139.6	4,905	10,148	9.8	気仙沼市
35	南三陸町	989	3	0.8	22	0	0.1	187	49.0	1,735	0	5.0	3	0.8	22	0	0.1	186	48.0	1,724	0	4.9	南三陸町
県計		129,655	2,919	1,907.5	184,755	113,080	1.5	26,387	19,138.5	1,856,747	1,248,621	14.8	2,969	1,943.3	187,562	114,678	1.5	22,104	19,163.1	1,858,693	1,250,219	14.8	

\* 累計では解約分を除いている



## 令和6年度取組方針に係る取組状況について

(公社) みやぎ農業振興公社

### (1) 「地域計画の策定」との一体的推進

#### ② 「地域計画の策定」に関する情報の共有と関係機関（機構・農業会議・JAグループ宮城・土地連等）の連携強化

##### ▶機構地域コーディネーター情報連絡会議等における地域内外の受け手の情報共有、マッチングの推進

- ・地域内の受け手の情報共有に関しては、関係機関と地域計画の情報共有を図り「農業を担う者一覧」の情報収集に努めた。今後は、促進計画(案)作成(一覧表作成)の段階で市町村別にリスト化し、地域CDと情報共有を図っていく予定である。
- ・地域外の受け手の情報共有に関しては、機構で管理している借受希望者(約1,900経営体)に係る希望面積や希望区域等のデータについて、地域CDと情報を共有した。今後は、市町村を跨いだ県知事からの農業経営改善計画の認定の通知(認定農業者情報)をリスト化し、地域CDと情報共有しながら市町村に情報提供を行う予定である。

##### ▶地域を越えたマッチングに向けた機構CDの情報収集・提供活動の広域化

- ・機構地域コーディネーター情報連絡会議を隔月に開催し、地域計画策定後の推進課題や対応方法について協議を重ねた。
- ・常時、地域CD間で担当地域を越えた担い手や農地の情報交換や利用調整を行った。

##### ▶農業委員・最適化推進委員へ農地中間管理事業の活用推進に関する働きかけを強化

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員が集う研修会等へ積極的に参加し、農地中間管理事業の制度改正等の内容説明を行うと共に連携推進強化に向け、情報提供・収集を行った。

#### ③各関係機関による「地域計画(目標地図)」の情報共有を図り、農地の出し手・受け手に対する農地中間管理事業の活用促進を強化

##### ▶農地中間管理事業について、市町村、県地振(農振・普及・NN等)、公社、CD等関係機関が平準化した事業PRできるよう研修等を実施

- ・農地中間管理事業担当者会議(5/22)を開催し、法改正に伴う農地中間管理事業の事務手続きについて、実務マニュアルを示し説明を行ったが、業務に係る役割分担が不透明等の意見や要望が出された。
- ・市町村等の意見等を踏まえ、県と調整の上、9~10月に市町村を訪問し、協力要請(理事長→市町村長)に係る説明及び意見交換を行った。
- ・市町村訪問時の意見等を踏まえ、農地中間管理事業推進会議(10/31)を開催し、令和7年度以降の実施方針を説明した。

## (2) 農地の集積・集約化の推進

### ④農地中間管理機構独自の「担い手集積支援事業」の活用推進による、農地の受け手支援の強化（①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプ）

- ・今年度（6年目）も予算化（900万円）し、活用に向けて各種会議等で周知を図り活用を促した。
- ・②集積タイプにおいては、農地中間管理事業を活用し、要件を満たした担い手（246経営体）への助成金交付（令和7年3月27日交付）に向け集計作業を行った。（交付要件：平場地域は5ha以上、中山間地域は2ha以上機構より借受）
- ・来年度以降は、地域計画実現のポイントとなる「地域農業の話し合い」、「農地集約化」の支援に係る、①地域タイプ、③集約化タイプを予算化すると共に、②集積タイプについては、交付方法等、支援のあり方について検討する予定。

### ⑤農地中間管理機構における農作業受委託の取扱い

#### ▶農地中間管理機構による農作業受委託取扱い体制整備

#### ▶新たな取扱いについての農業者への制度周知

- ・関係機関へ法改正後の制度変更内容を農地中間管理事業担当者会議（5/22）等で説明し、周知を行った。
- ・契約期間は、農地中間管理事業同様、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則10年以上としている。
- ・農作業料金の精算は、機構を経由せず、委託者、受託者双方が協議・調整することとしている。

### ⑦機構が実施する遊休農地解消緊急対策事業の推進

- ・石巻市（2件1.2ha、角田市（2件0.4ha）、美里町（1件0.1ha）について、関係者と調整し遊休農地の解消を行った。
- ・来年度からは要件緩和（これまでの使用貸借に加え、賃貸借も可能）になるため、更なる遊休農地解消を目指し、推進活動を行う。

## (3) 農地整備事業との連携強化

### ①地域の実情に応じた農地整備事業の提案及び農地中間管理事業（機構パッケージ型支援等）の活用の働きかけ

- ・「機構関連農地整備事業」は、蔵王町向山地区において、県と調整の上、関係市町村との打合せや集落段階の説明会等に参加し事業推進を行った。
- ・「農地耕作条件改善事業」は、今後、蔵王町円田一期地区をはじめ、機構パッケージ支援として県・市町村と調整の上、事業PRを行う予定である。

## (4) 中山間地域における推進

- ・「機構関連農地整備事業」で計画している大和町の吉田金取北地区（採択予定地区：約42ha）で、地元農業者と農地中間管理事業の契約会を関係機関と連携し行った。

## (5) 農業関連団体及び農業者組織との連携強化

### ①各担い手農業者組織等との連携協定に基づく、中間管理事業活用推進に向けた意見・課題の集約と農地中

## 間管理事業のPRの強化

- ・担い手農業者組織等連携協定会議（8/30）を開催し、農地中間管理事業の取組状況の説明及び農地中間管理事業に対する要望、意見等について意見交換を行った。
- ・各担い手農業者組織共通の課題として、農業後継者対策が上げられ、今後、機構としても関係機関と連携し、担い手等の人材育成（経営継承、法人統合等）に資する取組を支援していくこととしている。

※担い手農業者組織

- (1) 宮城県農業法人協会
- (2) 宮城県認定農業者組織連絡協議会
- (3) 宮城県農業士会
- (4) 宮城県農村青少年クラブ連合会（4Hクラブ）
- (5) 農業参入法人連絡協議会（株）一ノ蔵

## ②機構CDと農業委員・最適化推進委員・JA等との情報共有の場の設定と連携強化

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員が集う研修会等へ積極的に参加し、農地中間管理事業の制度改正等の内容説明を行うと共に引き続き連携推進強化に向け、情報提供・収集を行った。
- ・JAについては定期的に巡回訪問し、情報交換を行った。

## ③地域を超えたマッチングに向けた機構CDの情報収集・提供活動の広域化（機構）

- ・上記、(1) ②と同様。

## 【全体的な課題】

1. 中山間地域等における担い手不足、後継者不足が加速化する状況下での農地中間管理事業の推進
2. 令和7年度から本格始動する農用地利用集積等促進計画の作成等、新たな業務の円滑な推進
  - ・業務の効率化（機構推進体制の強化：人員増員に伴う人材育成、業務分担、システム構築等）
3. 関係機関（業務委託先等）との連携
  - ・業務委託による一体的推進（役割分担に基づく円滑な事業推進等）

## 【課題解決に向けた対策】

1. 令和7年度農地中間管理事業「重点取組方針」に基づく事業推進
  - ・地域計画との一体的推進：地域計画に関する情報の共有、関係機関との定期的な情報交換 等
  - ・担い手の経営発展の推進：農地中間管理事業活用の積極的な推進 等
  - ・農地整備事業との連携強化：機構パッケージ型支援の活用の働きかけ
2. 関係機関（業務委託先等）との連携強化
  - ・さらなる信頼・信用の構築、丁寧な対応、より良いコミュニケーションづくり等
3. その他、現場の声（関係農家、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関）の収集及び国・県への情報提供。



## ■令和6年度 担い手集積支援助成金の交付実績

### ①地域タイプ

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用（10,000円以内/会議）を支援

令和6年度は、該当なし

### ②集積タイプ

交付要件：対象期間内（R6.1月～R6.12月公告）に、5ha以上、集積の指定する中山間地域は2ha以上の集積を達成した耕作者

1 経営体当たりの交付決定額（円）	<b>30,000</b>
-------------------	---------------

No.	対象市町村	申請者数	交付決定額(円)	摘 要
1	角田市	9	270,000	3 個別経営体、6 法人
2	七ヶ宿町	1	30,000	1 法人
3	柴田町	2	60,000	2 法人
4	丸森町	1	30,000	1 法人
5	仙台市	29	870,000	1 7 個別経営体、1 2 法人
6	名取市	1	30,000	1 法人
7	多賀城市	4	120,000	4 個別経営体
8	亘理町	1	30,000	1 個別経営体
9	山元町	2	60,000	2 個別経営体
10	松島町	1	30,000	1 法人
11	大和町	1	30,000	1 法人
12	大郷町	1	30,000	1 法人
13	大崎市	52	1,560,000	4 3 個別経営体、9 法人
14	加美町	2	60,000	2 法人
15	涌谷町	3	90,000	1 個別経営体、2 法人
16	美里町	18	540,000	1 3 個別経営体、5 法人
17	栗原市	7	210,000	3 個別経営体、4 法人
18	登米市	53	1,590,000	2 9 個別経営体、2 4 法人
19	石巻市	42	1,260,000	2 7 個別経営体、1 5 法人
20	東松島市	10	300,000	6 個別経営体、4 法人
21	気仙沼市	3	90,000	2 個別経営体、1 法人
22	南三陸町	3	90,000	3 個別経営体
<b>計</b>		<b>246</b>	<b>7,380,000</b>	<b>1 5 4 個別経営体、9 2 法人</b>

※交付日：令和7年3月27日

### ③集約化タイプ

交付要件：農地シャッフル（機構転貸）により、1ha以上の集約化を達成

令和6年度は、該当なし

(4) 令和7年度農地中間管理事業計画  
について

【宮城県】

# 令和7年度農地集積・集約に向けた取組方針について

宮城県農政部農業振興課

## 1 地域計画との一体的推進

- ・地域計画の実現を通じた農地集積・集約化の一層の推進を図ることを目的に、各地方振興事務所に「地域計画実現促進地区」を設定し、関係機関と連携しながら、市町村による取組を重点的に支援するとともに、その取組成果を他地区への横展開を図る。
- ・地域計画に基づく農地整備事業計画を策定するほか、地域計画の実現に向けた関連事業の実施を推進する。
- ・農地の出し手、受け手のマッチングに関する情報を関係機関で共有し、円滑なマッチングにより農地集積・集約化を推進する。

## 2 担い手の経営発展の推進

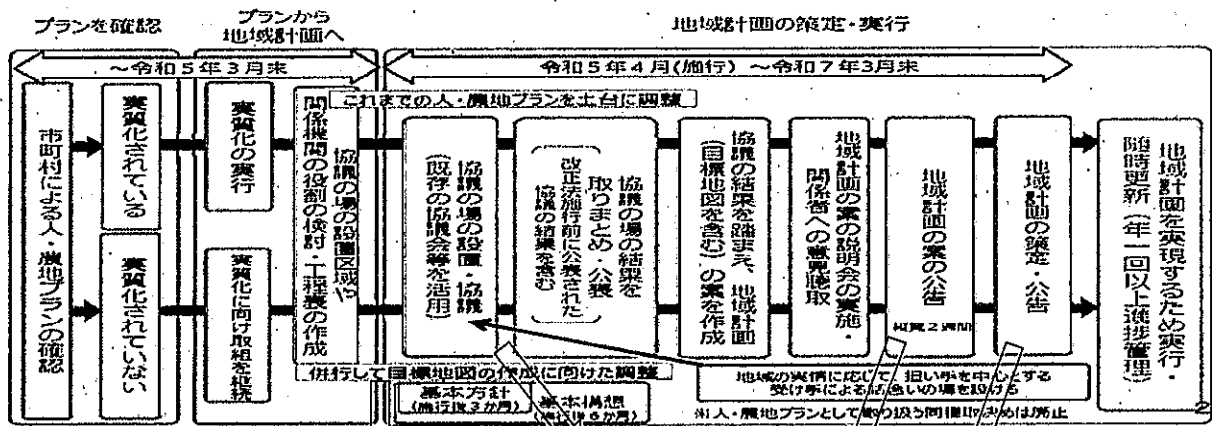
- ・集積・集約化した農地を活用した土地利用型園芸作物（高収益作物）の導入や土地利用型作物（麦・大豆・飼料作物等）の作付け拡大、法人化等の取組を支援し、地域農業を支える担い手の経営発展を推進する。
- ・機構集積協力金を活用した農地中間管理事業の推進を図るため、関係機関と連携し、制度の周知や実施地域の掘り起こしを行う。

## 3 農地整備事業との連携強化

- ・農地整備事業の構想段階・調査計画段階から、農地中間管理事業（機構パッケージ型支援等）の積極的なPRを行う。
- ・野菜等の高収益作物の導入を計画する農地整備事業実施地区及び新規採択地区の状況を関係機関等で共有し、試験栽培等の取組支援を行う。

宮城県における地域計画策定の進捗状況

令和7年3月14日現在



	計画地区数	意向調査の実施		目標地図の素案作成		協議の場の実施		地域計画案の公告		策定・公告	備考
		完了		完了		完了	公表済み	縦覧中・済み	完了		
1	白石市	9	9	9	9	9	9	9	9	1	越河地区 策定
2	角田市	7	7	7	7	7	7	7	7		
3	蔵王町	3	3	3	3	3	3	3	3		
4	七ヶ宿町	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	大河原町	1	1	1	1	1	1	1	1		
6	村田町	4	4	4	4	4	4	4	4		
7	柴田町	10	10	10	10	10	10	10	10		
8	川崎町	6	6	6	6	6	6	6	6		
9	丸森町	8	8	8	8	8	8	8	8		
10	仙台市	11	11	11	11	11	11	11	11		
11	名取市	11	11	11	11	11	11	11	11		
12	多賀城市	1	1	1	1	1	1	1	1		
13	岩沼市	21	21	21	21	21	21	21	21		
14	富谷市	1	1	1	1	1	1	1	1		
15	亘理町	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
16	山元町	2	2	2	2	2	2	2	2		
17	松島町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	七ヶ浜町	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	利府町	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	大和町	4	4	4	4	4	4	4	4		
21	大郷町	4	4	4	4	4	4	4	4		
22	大衡村	1	1	1	1	1	1	1	1		
23	大崎市	16	16	16	16	16	16	16	16		
24	色麻町	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	加美町	1	1	1	1	1	1	1	1		
26	涌谷町	3	3	3	3	3	3	3	3		
27	美里町	6	6	6	6	6	6	6	6	3	養生、中埠、北浦地区 策定
28	栗原市	10	10	10	10	10	10	10	10		
29	石巻市	16	16	16	16	16	16	16	16		
30	東松島市	11	11	11	11	11	11	11	11		
31	登米市	9	9	9	9	9	9	9	9		
32	気仙沼市	7	7	7	7	7	7	7	7		
33	南三陸町	4	4	4	4	4	4	4	4		
合計		196	196	196	196	196	196	196	196	9	
策定計画数 (196) に対する進捗率			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	5%	

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	( )
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	美里町 04505
地域名 (地域内農業集落名)	青生地区 (堀切・松ヶ崎・梅の木)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	253 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	250 ha
② 田の面積	242 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	52 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	58 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	91 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

本地区は、小牛田地域の南西部に位置し、鳴瀬川水系に属する平坦な水田地帯である。50アールから1ヘクタールに区画された水田は、水利施設、農道等が完備され、良好な耕作条件を有している。

農業経営体については、減少傾向にあり、平均年齢も年々上昇している状況にある。また、働き方改革や定年延長など、社会環境の変化から、多様な経営体が共存共栄できる環境が求められている。

農地については、高い集積率を確保しているものの、集積から集約へと更なる土地利用の効率化が求められている。

農業経営については、恵まれた耕作条件を背景に、米、大豆、麦、高収益作物による土地利用型営農体系を確立している。整備済みの約200ヘクタールについては、地下水制御システム「FOEAS」を活用した地下かんがいによる土壌水分の調整が可能であり、収量の増加、品質の向上及び水管理の省力化を実現している。一方、未整備の地区を有していることから、大区画ほ場整備と併せた担い手の明確化及び営農体系の確立が求められている。

今後、生産性の向上と自主自立的な農業経営の実現を図る必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業経営体については、減少が予測される中であって、地域農業を担う多様な担い手が共存共栄できる環境を創出する。

農地については、「農地集積」から「農地集約」へと土地利用の意識改革を図り、経営形態や生産方式に応じたすみ分け(ゾーニング)を促進し、農地利用の更なる効率化を促進する。未整備の農地については、受け手の経営に配慮し、受け手に過度な負担を強いることがないように地域で支えていくこととし、保全活動を行ったり、新規就農者等が利用できる農地として検討したりと、地域が協力して取り組んでいく。

農業経営については、米、大豆及び麦のブロックローテーション等を行い、収益性の高い営農を目指す。一方、魅力的かつ持続可能な農業を実現するため、「スマート農業」を推進する。具体的には、FOEASの有効活用を促進し、渇水や豪雨に適切な対応ができるよう、ほ場ごとの水位記録等のデータ収集、数値の見える化及び管理の標準化を図り、地域の平均収量増加につなげる。また、自動操舵等、農業機械の導入の促進と併せ、需要に応じた生産を行うことにより、コスト削減及び生産性の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
30ヘクタール以上の大規模の経営体及び10ヘクタール以上の中規模の経営体を地域の中心的な担い手として設定し、農地の集積・集約化を図る。また、中心的な担い手の営農継続が困難となった場合においては、同じ集落内の中心的な担い手で対応することとし、以下同様に、隣接集落、本地区区内の中心的な担い手の順に農地の集積・集約化を図るものとする。 なお、目標地図に位置付けられていない経営体が、引き続き、本地区区内で耕作することを妨げるものではない。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	84 %	将来の目標とする集積率	90 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
大規模経営体(集落営農法人、集落営農組織等による組織的経営体)にあつては、目標を100ヘクタール程度に設定するとともに、地域の受け皿として機能発揮できるよう農地の集積・集約化を図る。 中規模経営体(個人経営体、農業法人(一戸一法人)等)にあつては、目標を15ヘクタール又は30ヘクタール程度に設定し、農地の集積・集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進を図る。 目標地図に則し計画的な農地の集積・集約化を進める。 目標地図に位置付けられていない経営体による耕作を妨げない。
(2)農地中間管理機構の活用方法
本地区全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積・集約化を誘導する。
(3)基盤整備事業への取組
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。また、梅の木集落を対象に大区画ほ場整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
大規模経営及び中規模経営を展開する中心的な担い手と小規模経営を行う経営体を考慮した目標地図のゾーニングにより、多様な経営体が共存共栄できる環境に配慮する。 法人設立を目指す集落営農組織のほか、作業集団などの担い手組織の法人化を支援する。また、労働力不足を解消するため、多様な働き方を可能とする雇用形態の創出、経営体間における融通体制の構築を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の受委託については、需要増加が見込まれることから、農業協同組合等の受託者となり得る組織の育成及び受委託のマッチング機能の構築を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。 ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。 ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。 ④新たな市場の開拓に向け、輸出米等の取組を推進する。 ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設等の保全管理を推進する。 ⑧農業用施設の長寿命化対策を講じるとともに、省エネやCO2削減など施設の近代化、機能強化等を促進する。 ⑨環境への負荷軽減及びコスト削減を図るため、畜産農家と連携し資源循環型農業を推進する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			(目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	個人1	水稻	5.5 ha	ha	水稻	15.7 ha	ha		
認農	個人2	水稻 麦 大豆	3.1 ha	ha	水稻 麦 大豆	4.1 ha	ha		
認農	個人3	水稻 露地野菜	8.6 ha	ha	水稻 露地野菜	6.6 ha	ha		
認農	個人4	水稻 肥育牛	10.6 ha	ha	水稻 肥育牛	7.9 ha	ha		
認農	個人5	水稻 露地野菜 果樹 花き 肥育牛	26.3 ha	ha	水稻 露地野菜 果樹 花き 肥育牛	39 ha	ha		
認農	個人6	水稻	0.9 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha		
認農	法人1	水稻 麦 大豆 露地野菜	110.2 ha	ha	水稻 麦 大豆 露地野菜	114.6 ha	ha		
集	集落営農1 個人7 個人8	水稻 大豆	48.3 ha	ha	水稻 大豆	48.3 ha	ha		
計	8経営体		213.5 ha	0 ha		239.4 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

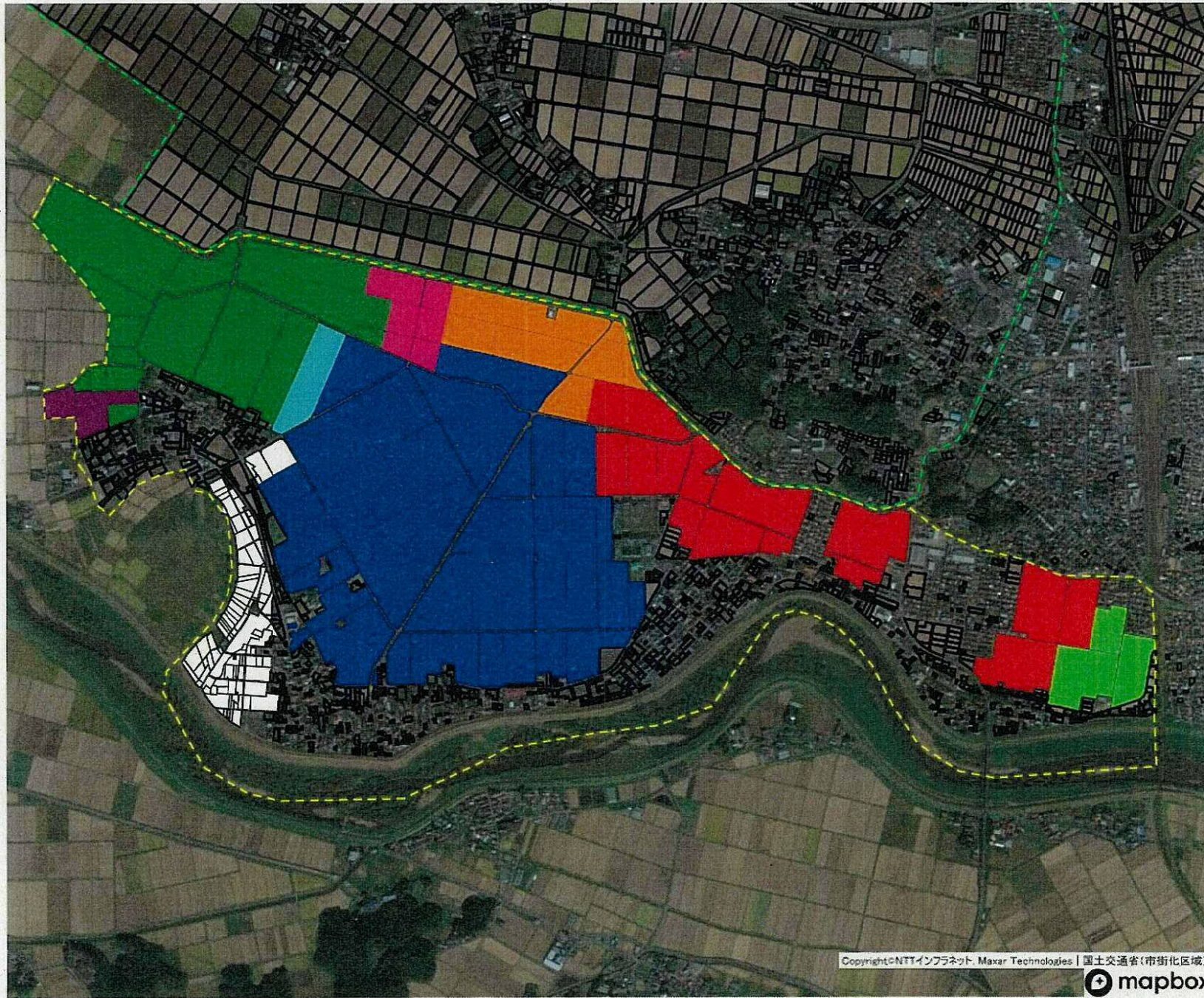
6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--



# 青生地区目標地図



- 耕作者
- 個人1
  - 個人2
  - 個人3
  - 個人4
  - 個人5
  - 個人6
  - 法人1
  - 集落営農1 ほか(別記1)
  - 条件設定エリア

別記1  
集落営農1 (個人7、個人8)



(4) 令和7年度農地中間管理事業計画  
について

**【宮城県農地中間管理機構】**

## 農地中間管理事業 令和7年度事業計画書

### 農地中間管理事業

農地中間管理事業の実施主体(農地中間管理機構)として、県・市町村・農業委員会等関係機関及び農業委員並びに農地利用最適化推進員等との連携を図り、円滑な農地の利用調整を行うため市町村が策定した地域計画との一体的な推進を行い、農地貸付希望者より農地を借入れ、地域の担い手である農地借受希望者に地域計画(目標地図)等の地域ビジョンに沿った農地の集積・集約化を進めるため再配分(貸付け)を行う。

#### 〔農地中間管理事業計画〕

(単位: 件、ha、千円)

区 分	実 施 計 画		
	件数	面積	借賃
借 入 (農地中間管理権)	3,500	3,500	525,000
うち転貸(過年度借入鈍)	3,500	3,500	525,000

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構(公社)が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項)。

事業実施年度	令和 7 年度
事業実施主体	公益社団法人 みやぎ農業振興公社

## 令和7年度 農地中間管理機構事業実施計画

## 1 事業費内訳

(単位:円)

区 分	事業費	国 費
賃料	566,000	396,000
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地の賃料	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)	0	0
うち上記以外の農用地等の賃料	566,000	396,000
保全管理経費	2,080,000	1,456,000
研修用の農業用ハウスに係る経費	0	0
農地中間管理機構運営事業費	221,354,000	154,947,000
うち委託費	70,073,000	49,051,000
遊休農地解消対策事業	1,290,000	1,290,000
遊休農地解消対策事業費	1,290,000	1,290,000
合 計	225,290,000	157,024,000

2 借受・転貸予定農地

(1)単年度活動分

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受	3,500	3,500	660,150							3,500	3,500	660,150
うち転貸	2,975	2,975	581,400							2,975	2,975	581,400
うち新規就農者への転貸	3	3	0							3	3	0
うち遊休農地又は所有者不明農地	3	3	0							3	3	0
うち新規就農者以外への転貸	2,972	2,972	581,400							2,972	2,972	581,400
うち管理	525	525	78,750							525	525	78,750
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)										0	0	0
うち上記以外の農用地等	525	525	78,750							525	525	78,750
過年度借受(未転貸分)										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0
返 還										0	0	0
うち再度転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
解 除										0	0	0

※1 「返還」とは、機構と受け手との関係、「解除」とは出し手と機構との関係です。

「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含まれません。

借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含まれません。

「うち管理」には、条件整備中のものも含まれます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買等支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して都道府県知事の承認を受ける必要があります。

「うち転貸」の借の件数、賃料については、上段に機構の借受、下段に機構の貸付に係る事項を記載してください。

※2 借受(当該年度分)における研修用又は就農用農用地等の事前確保(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受ける場合も含みます。.)については、事前に確保する農用地等の位置、面積等がわかる資料(地図、研修概要等)を添付してください。

(2)

## ア 累計(前年度末)

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受	26,115	19,643	2,015,551							26,115	19,643	2,015,551
うち転貸	26,113	19,639	2,015,247							26,113	19,639	2,015,247
	21,523		2,015,247						21,523	2,015,247		
うち新規就農者への転貸									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地									0	0	0	
うち新規就農者以外への転貸	26,113	19,639	2,015,247							26,113	19,639	2,015,247
	21,523		2,015,247					21,523	2,015,247			
うち管理	2	4	304						2	4	304	
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地									0	0	0	
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地									0	0	0	
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)									0	0	0	
うち上記以外の農用地等	2	4	304						2	4	304	

## イ 累計(本年度末)

(単位:件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受	29,617	21,055	2,675,397							29,617	21,055	2,675,397
うち転貸	29,088	20,530	2,596,647							29,088	20,530	2,596,647
	24,498		2,596,647					24,498	2,596,647			
うち新規就農者への転貸	3	3	0							3	3	0
	3		0					3	0			
うち遊休農地又は所有者不明農地	3	3	0						3	3	0	
うち新規就農者以外への転貸	29,085	20,527	2,596,647							29,085	20,527	2,596,647
	24,495		2,596,647					24,495	2,596,647			
うち管理	525	525	78,750						525	525	78,750	
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地									0	0	0	
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用									0	0	0	
うち遊休農地又は所有者不明農地									0	0	0	
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)									0	0	0	
うち上記以外の農用地等	525	525	78,750						525	525	78,750	

### 3 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	35 市町村
都道府県内市町村数	35 市町村

### 4 研修用の農業用ハウス(単年度活動分)

設置数 (棟数)	設置面積 (a)	農業用ハウスの規格		
		間口	奥行	棟高

※1 農業用ハウスの規格毎に記入してください。

※2 設置する予定又は設置した農業用ハウスの規格等がわかる資料(仕様書等)を添付してください。完了報告書には設置した状況がわかる写真も併せて添付してください。

### 5 研修実施人数

本年度活動分	
累計(本年度末)	

※ 複数年度にわたって研修を実施した場合も併せて記載してください。

### 6 人員体制

区分	人員		内容
		うち農地相談員	
本部	21	0	役員等4+専任12(正4+有8) +兼任2(有2)+臨時3
地域	14	14	
7地域	14	14	県地方振興事務所管内毎に 2~3人配置(地域CD)
計	35	14	

### 7 活動内容

時期	場所	内容
年3回	仙台市	農地集積推進本部・地方本部合同会議 対象:県域関係機関団体等
四半期毎(3回程度)	仙台市	農地中間管理事業推進チームミーティング担当者会議 対象:県域関係機関団体等
年2回	仙台市	農地中間管理事業担当者会議 対象:市町村等関係機関、県域関係機関団体等
年3回×7圏域	各圏域	農地集積推進地方本部担当者会議 対象:市町村等関係機関、県域関係機関団体等
隔月(6回程度)	仙台市他	地域コーディネーター情報連絡会議 対象:県、農業会議等
年2回	仙台市	担い手組織等連携協定推進会議 対象:担い手組織等、関係機関
随時	県内一円	農地中間管理事業普及啓発運動
随時	県内一円	担い手農家巡回活動

## 8 委託関係

委託先	委託内容	
A:35市町村	A・B	相談窓口の設置・情報発信、説明会等の開催
B:10JA等	A・B	出し手の掘り起こし
C:(株)ムーブ	A・B	当該地域の確認等
	A・B	出し手との交渉
	A・B	契約締結事務、変更手続関連事務
	A・B・C	契約農地データベース入力
	A・B	受け手希望者との交渉
	C	送金通知書他案内文書作成及び発送
	A・B	農地管理(草刈り等)
	A・B	利用状況報告の取りまとめ及び機構への報告
	C	領収書他案内文書作成及び発送

## 9 評価委員会

### (1) 評価委員

現職(元職)	氏名
東北大学大学院 教授	角田毅(委員長)
(公財)みやぎ産業振興機構副理事長	吉田信幸(副委員長)
宮城県町村会理事事務局長	小野和宏
(一社)東北経済連合会常務理事事務局長	小田島肇
弁護士	橋本 治子
計	5名

### (2) 開催時期

時期	内容
令和7年6月	令和6年度事業評価
令和8年2月	令和7年度事業の実施見込報告及び令和8年度事業計画への意見徴求
計	2回

添付書類:完了報告には、事業報告書を添付してください。

(注)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

10 遊休農地の解消  
 (1)遊休農地解消面積

(単位:ha、本)

区分	単年度活動分	累計(本年度末)
解消面積	3	5.44
うち草刈り	3	5.44
うち除礫		
うち耕起・整地	3	5.44
うちその他 (諸経費)	3	5.44
抜根本数		

注1:「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計(本年度末)」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注2: 3



## 1 「地域計画」との一体的推進

- ① 県が設定する「地域計画実現促進地区」への重点的な支援及び他地区への横展開
- ・「地域計画」に関する情報の共有と関係機関の連携強化
  - ・農地中間管理事業について、市町村等関係機関が平準化した事業PRできるように研修等を実施
  - ・農地の出し手、受け手のマッチングに関する情報共有



- ② 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手組織との定期的な情報交換の実施



## 2 担い手の経営発展の推進

- ① 地域農業を支える担い手の経営発展支援
- ・地図による「見える化」した地域での担い手の農地集積・集約化へ向けた農地中間管理事業活用の積極的な働きかけの推進
  - ・機構独自の「担い手集積支援事業」の活用推進による、農地の受け手支援の強化
  - ・農作業受委託も含めた農地中間管理機構の制度周知

- ② 遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進に向けた取組の推進
- ・遊休農地解消対策事業の推進



- ③ 機構集積協力金を活用した農地中間管理事業の推進
- ・令和7年度の交付要件等の周知

## 3 農地整備事業との連携強化

- ① 農地整備事業実施地区及び計画地区における農地中間管理事業活用の推進
- ・農地整備事業の構想段階・調査計画段階から農地中間管理事業活用の積極的なPR
  - ・農地整備事業の実施区域等における農地中間管理事業の活用状況把握及び活用の働きかけの強化
  - ・地域の実情に応じた農地整備事業の提案及び農地中間管理事業（機構パッケージ型支援）の活用の働きかけ



- ② 中山間地域における農地整備事業と農地中間管理事業の一体的活用の推進